

# 公共施設予約システム移行に伴う説明会 (利用者向け)

唐津市教育委員会教育施設課  
電話：0955-72-9157  
メール：[edu-shisetsu@city.karatsu.lg.jp](mailto:edu-shisetsu@city.karatsu.lg.jp)

# 本日の流れ

---

- 1 導入の経緯
- 2 学校開放の基本的な考え方
- 3 今後のスケジュールと予約手続きの流れ
- 4 運用上のルール
- 5 公用施設予約システム及び電子錠の操作方法
- 6 質疑応答

# 1 導入の経緯

## 【現在の問題点】

- ① 施設の空き状況が分からぬいため、利用したいのに利用ができない。
- ② 施設の利用状況が把握しにくい。
- ③ 校区外の団体や新しい団体が利用しにくい。
- ④ 責任の所在が不明確になっている。
- ⑤ 空いている施設の有効活用ができない。



令和8年4月から

- ① 公共施設予約における市民の利便性の向上
- ② 利用状況の透明化
- ③ 予約管理業務事務の効率化
- ④ 避難場所または避難所として使用する際の迅速な対応の実現

## 2 学校開放の基本的な考え方

### ○唐津市立学校体育施設の開放に関する条例

第1条 この条例は、唐津市における地域住民のスポーツ活動の場として唐津市立小学校及び中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民等の利用に供することに關し必要な事項を定めるものとする。

### ○優先順位

①学校行事 > ②市行事・地域行事（運動会等）> ③学校開放（社会スポーツ）

#### 【考え方のポイント】

- 学校による利用が最優先で、その次に市の行事や地域行事を行う地区等と続き、その後に社会スポーツという位置づけである。
- 利用予定が確定している学校開放以外の利用（学校行事・地区行事等）はあらかじめ教育委員会等が公共施設予約システムに入力を行います。
- 予約日に学校行事、地域行事での利用もしくは学校施設の工事等により、利用ができない場合は教育施設課より代表者に連絡・調整します。
- 中学校の学校体育施設の利用は、部活動等の実施に伴い、校長等の意見を踏まえたうえでの開放時間を縮小することがあります。

## 2 学校開放の基本的な考え方

### ○学校開放施設一覧 (唐津市立学校体育施設開放に関する条例施行規則別表第1抜粋)

開放施設	開放学校名
屋内運動場	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 高峰小中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巣木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 肥前小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校
剣道場	浜玉中学校 相知中学校 海青中学校
屋外運動場	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 高峰小中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巣木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 肥前小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校
テニスコート	巣木小中学校 浜玉中学校 北波多中学校

## 2 学校開放の基本的な考え方

### ○学校開放施設使用料 (唐津市立学校体育施設開放に関する条例別表抜粋)

区分		金額(1時間当たり)
屋内運動場	2面	400円
	1面	200円
剣道場	全面	100円

※中学生以下の団体は無料、屋外運動場（グラウンド）は無料

### ○学校開放施設利用時間 (唐津市立学校体育施設開放に関する条例施行規則別表第2抜粋)

開放の種類	開放する日	開放する時間
スポーツ開放 (屋内運動場) (剣道場) (屋外運動場) (テニスコート)	平日	午後5時30分から午後9時30分まで
	土曜日	午前8時から午後9時30分まで
	日曜日及び <u>国民の祝日に関する法律</u> (昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前8時から午後9時30分まで

### 3 今後のスケジュールと予約の流れ

令和7年12月 利用者向け説明会及び利用者登録、団体登録の完了



令和8年 1月 学校等の行事予定の入力



令和8年 2月 定期利用団体の定期利用分のみ予約開始



令和8年 3月 一般利用団体等（定期利用含む）のすべての予約開始



令和8年 4月 本格運用開始

#### 注意事項

- ① 学校開放による施設利用は年度区切りのため、予約は3月末分まで
- ② 有料の団体については、予約時に料金が発生し、支払が必要になります。
- ③ 来年度より唐津市立学校体育施設利用券を廃止し、電子決済へ移行します。
- ④ 唐津市立学校体育施設利用券の適正数の購入をお願いします。

### 3 今後のスケジュールと予約の流れ

#### ○予約時期 ※定期利用団体については、定期利用分のみ1ヶ月先に予約が可能

定期利用団体	予約月 利用月
※定期利用分の予約	2月 (4月～7月分)
	3月 (4月～8月分)
	4月 (4月～9月分)
	5月 (5月～10月分)
	6月 (6月～11月分)
	7月 (7月～12月分)
	8月 (8月～1月分)
	9月 (9月～2月分)
	10月 (10月～3月分)

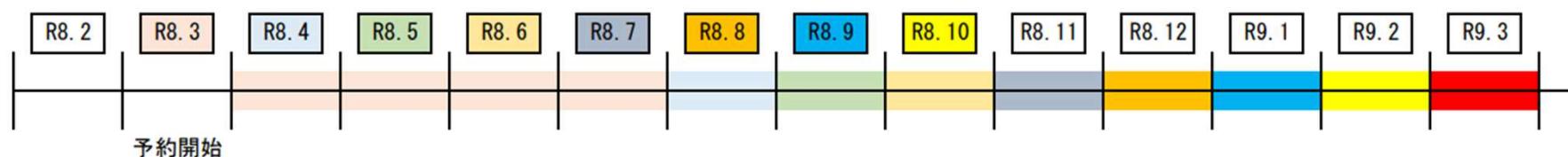
定期利用団体	予約月 利用月
※定期利用分以外の予約	2月 (予約不可)
	3月 (4月～7月分)
	4月 (4月～8月分)
	5月 (5月～9月分)
	6月 (6月～10月分)
	7月 (7月～11月分)
	8月 (8月～12月分)
	9月 (9月～1月分)
	10月 (10月～2月分)
	11月 (11月～3月分)

#### ○イメージ図 (参考)

##### ○定期利用団体



##### ○一般利用団体



## 4 運用上のルール

- ①定期利用する場合は必ず、同意書・利用者名簿を提出する。（別紙参照）
- ②施設（屋内運動場）の最小予約面を複数の団体で同時に利用する場合は以下のように予約を行う。
  - ・一般（有料）及び一般（有料） → 団体間で調整し、予約を行う
  - ・一般（有料）及び中学生以下（無料） → 一般（有料）の団体が予約を行う
  - ・中学生以下（無料）及び中学生以下（無料） → 団体間で調整し、予約を行う
- ③教育委員会からの指示に従うこと。
- ④使用する施設は譲り合って使用すること。
- ⑤代表者（監督・コーチ等）は施設を利用する際の管理者として利用者全員の監督を行うとともに、施設の善良な使用を行うこと。
- ⑥土日祝日の終日の予約は原則禁止とする（利用時間のみを予約する）  
※試合等を実施する場合はこの限りではない。

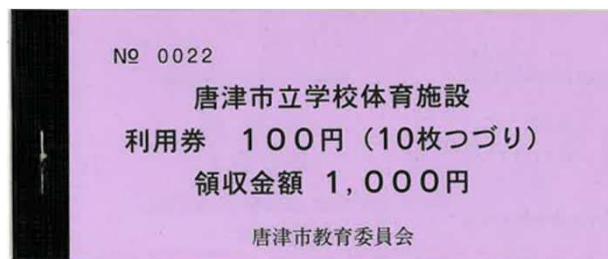
## 4 運用上のルール

- ⑦予約入力は利用日の5日前までとし、それ以降の予約は原則受け付けない。  
※長期休み（GW・年末年始等）の際は申請期間に余裕を持って利用申請をお願いします。
- ⑧夜間照明を使用する場合は別途予約が必要となります。  
(詳細はスポーツ振興課：0955-72-9237)
- ⑨自己（団体）都合以外（雨等）で屋外運動場を使用しなかった場合は屋外運動場及び夜間照明のキャンセルを行うこと。  
※キャンセルを行わないと夜間照明分料金の返金がありません。
- ⑩自己（団体）都合で屋内運動場を使用しなかった場合（キャンセル含む）は使用料の返金はございません。
- ⑪唐津市立学校体育施設利用券は令和8年3月末で廃止し、電子決済（クレジット・コンビニ払い）へと移行します。  
※令和8年3月末時点で使用できなかった利用券については、4月以降にチケット及び口座情報の提出により、払い戻し（返金処理）を行います。

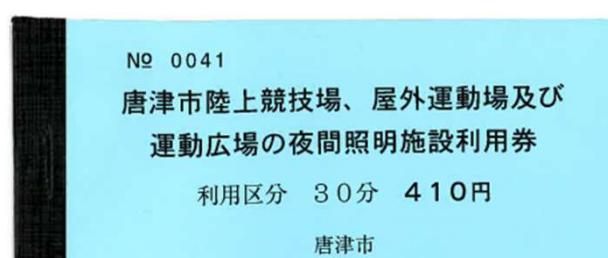
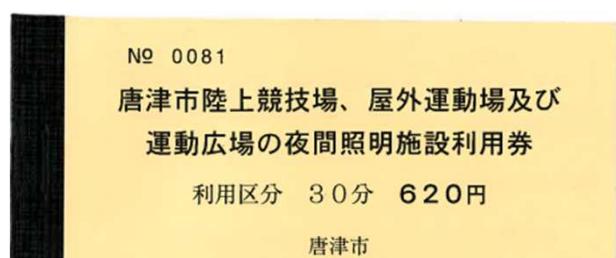
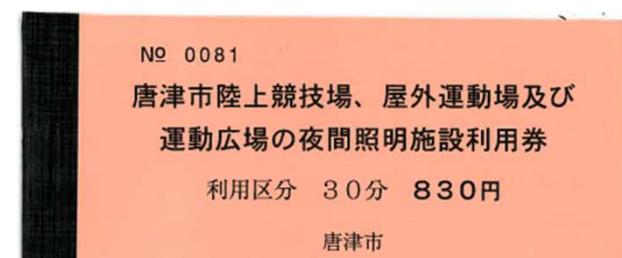
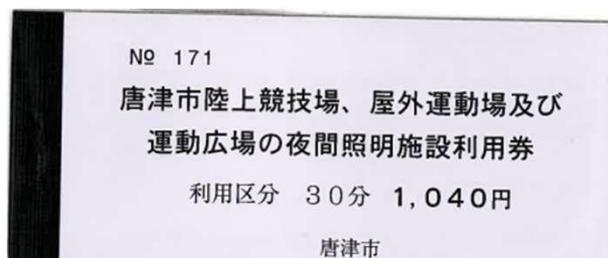
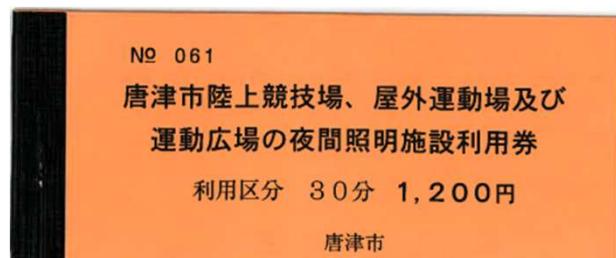
## 4 運用上のルール

～参考（利用券別）～

### ○学校開放用利用券（令和8年3月末で廃止）



### ○夜間照明用利用券（令和8年4月以降も利用可）



## 4 運用上のルール

⑫以下の場合は施設の利用を制限する場合があります。

唐津市学校体育施設の開放に関する条例

第5条

- ・公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するとき
- ・営利を目的とするとき
- ・開放施設又はその設備を損傷するおそれがあるとき
- ・前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき

その他

- ・申請と異なる使用をした場合
- ・施設又は設備を損傷させたにもかかわらず、報告がなかった場合
- ・施設の使用状況が芳しくない場合（ごみを持ち帰らない、敷地内喫煙、路上駐車等）
- ・予約をせずに施設を使用した場合
- ・照明の消し忘れや施設の施錠漏れを発見した場合